

## 緊急ウェビナー報告 ドイツやスイスの事例から考える『南鳥島で地層処分』の問題点

5月1日に原子力資料情報室の主催で、  
 ウェビナー「ドイツやスイスの事例から考える『南鳥島で地層処分』の問題点」を開催した。  
 講師に専修大学教授でドイツ政治などが専門の岡村りらさんを招き、  
 ドイツとスイスの高レベル放射性廃棄物の最終処分政策との比較から日本の政策の問題点を検証した。  
 その内容を報告したい。

### 政策の失敗

ドイツ、スイス両国とも最終処分場政策を推進する過程で失敗と挫折を経験しており、その反省として政策を変更した点で共通している。具体的には①選定基準/選定プロセスの明確化と②公衆参加の実現という政策改善を試みた。

まずはドイツの事例を見てみよう。当時の西ドイツは1977年からゴアレーベンで最終処分場建設のための調査を開始した。理由は、東ドイツとの国境近くで住民が少なく産業も乏しいこと、地質的には岩塩層だからだった。しかし他の地域にも岩塩層があり、基準が不明確で、国とニーダーザクセン州による密室での決定だった。そのため政治的な決定だと否定的に評価され、激しい反対運動が展開された結果、2021年に白紙撤回に追い込まれた。40年以上の歳月と政策経費16億ユーロが無駄になる大失敗だった。

スイスでは、1993年に低中レベル放射性廃棄物処分場の候補地としてヴェレンベルクが提案された。地質学的安全性を考慮したものと説明されたが、実際には近隣の州に比べて所得や人口が少ないという要素も考慮されたと思われる、選定理由が明確でなかった。1995年と2002年に、州民投票により候補地として否決された。

### 選定基準とプロセスの変更

ドイツでは福島第一原発事故の後、サイト選定法を改正し、3段階の選定プロセスを定めた。2016年から開始された第一段階では、地球科学的な除外基準を設け、文献によりドイツ全土を白紙の状態から

調査を実施した。基準としては、現在または過去の採掘活動からの影響、活断層の存在、広域的な隆起、岩盤構成、地下水の状況などが挙げられる。2020年に発表された中間報告で国土の約54%が候補地となった。2027年には第二段階の地上探査が実施される予定だ。

スイスではヴェレンベルクの教訓を生かすため原子力法を改正し、2008年から地層処分の「特別計画」に基づき最終処分場の選定作業を行うことにした。3段階の調査と全土を白紙の状態から調査するのはドイツと同様だ。第1段階(2008-2011)では母岩ないし有効な閉じ込めエリアの特性、処分場建設上の適性など4つの基準により6か所を選定した。

第2段階(2011-2018)では、技術面からの現実性、土地利用/環境の適合性、地域との調和、地上施設に関する検討が行われ、候補地を3カ所に絞り込んだ。第3段階(2019-2022)では、合計9つの地点でボーリング調査が実施された。透水性の低さ、粘土層の厚さ、断層の有無などの基準から、最終的に北部レゲレンが高レベル放射性廃棄物の処分場に選ばれた。

### 公衆参加の実現

ドイツでは、市民の早期からの参加、情報への自由なアクセス、透明性の担保を法的に保障し、連邦、地域横断、地域の3つのレベルで市民の参加を実現している。連邦レベルで代表的なのが、国民参加諮問委員会だ。2016年末から活動を開始している。委員は連邦議会から選出された12名の専門家と、無作為抽出で選ばれた市民代表委員6名の計18名だ。権限は候補地選定手続きに関する全ての資料の閲覧、最終処分政策推進当局との協議、サイト選定プロセ

<アーカイブ視聴>  
 「ドイツやスイスの事例から考える『南鳥島で地層処分』の問題点」  
<https://www.youtube.com/watch?v=ADLUelaeTX0&t=1s>



## 緊急ウェビナー報告 ドイツやスイスの事例から考える「南鳥島で地層処分」の問題点

スに関するドイツ連邦議会への勧告などだ。

その他、サイト区域専門会議とサイト区域選定フォーラムがある。サイト区域専門会議は2020年に発表された第一段調査の中間報告提出後に組織された。インターネットに事前登録した一般市民や地上探査候補地域の自治体代表、科学者など約4,500人が参加した。地上探査地域確定の際に提言を行い解散した。

その後、2027年に地上探査が開始されるまで設置されたのが、サイト区域選定フォーラムだ。年1回開催しており、一般市民、自治体、社会団体などから構成される「プランチーム」が中心となって運営している。調査実施当局の作業の評価、市民参加を促進するための情報交換の場などを提供している。地域レベルでは、地上探査が行われる地域に地域会議が設置されることになっている。16歳以上の住民なら誰でも参加可能な全体会議と代表機関で構成される。独自の調査報告書を作成したり、調査実施当局の報告書を調査する権限が認められている。

地域横断レベルでは、各地域会議の代表と中間貯蔵施設立地自治体の代表者で構成される「地域代表者専門会議」が設置される予定だ。候補地選定プロセスを超域的な視点から検討し、立地地域間で相反する利益を調整する役割が期待されている。

スイスでは、2011年に第2段階の調査に選ばれた6地域に地域会議が設置された。メンバーは約200の自治体から地域代表、経済団体、政党、教会関係者および一般市民など90～130名で構成された。候補地に隣接するドイツの12の自治体の参加も許可することで信頼醸成に努めた。

土地利用や地上施設に関する提案が地域会議の権限として認められている。事実、新たにキャニスターの詰替え施設を作らず、既存の中間貯蔵施設に増設し対応する提案や地上施設の位置を景観の観点から移動する意見などが採用された。

### 日本への示唆

ドイツとスイスでは、全国土を対象にして、明確な科学的基準から候補地を絞り込み、最適地を処分場に決定している。日本には科学的特性マップはあるものの、科学的な基準があいまいだ。地域からの発意で候補地を増やそうとしているが、科学的な最適地が立候補する保証はない。

また科学的に明確な基準で公平に選定して行ってもなお残る疑問や要求については、ドイツとスイスは透明性とコミュニケーションを重視した公衆参加により解決策を見出そうとしている。日本では国民的議論を促す場がない。調査実施地域に設置される「対話の場」においても一部の住民しか参加していない。公衆参加のレベルを示す8つの段階(図1)を参照して比較すると、ドイツやスイスは6段階目の「協同」と評価できるが、日本は2～3段階目の「緊張の緩和」や「情報提供」に留まっている。参加の度合いをどのようにしたら向上させることができるのか検討する必要がある。

図1：公衆参加の度合い

8	住民主導	市民権力としての参加
7	権限委任	
6	協同	
5	参加	形式上の参加
4	公聴	
3	情報提供	
2	緊張の緩和	参加不在
1	世論操作	

まとめると、ドイツとスイスでは①誰もが納得する選定基準の策定、②幅広い公衆参加/意思決定への参加、③交付金ではなく地域社会に環境面などで負の影響が生じた場合の住民への適切な補償が実施されている。国が主体的に最終処分政策を進めるといのであれば、立ち止まる/間違いを認める勇氣を持って、これらの点を実現するようなシステムづくりを主導すべきではないか。(高野 聡)